

栗 政 第 号
令和7年1月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

栗東市長 竹村 健
(公 印 省 略)

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について(回答)

令和6年12月25日付け滋行経推第273号で協議のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見はありません。

連絡先:栗東市政策推進部政策調整課
改革推進係 課長補佐 俣野裕美
主 査 吉田賢人
電 話:077-551-0327
FAX:077-554-1123
メール:seisaku@city.ritto.lg.jp

関 係 市 町 長 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について(協議)

地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県議会令和7年2月定例会議において標記条例を改正することを予定しておりますので、同条第2項の規定により協議します。

記

1 建築基準法関係(栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および全町)

建築基準法および建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)ならびに滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)ならびに同法および同条例の施行のための規則に基づく事務を移譲対象から除くこととします。(条例別表(15)関係)

2 農地法関係(近江八幡市を除く全市町)

農地法に基づく違反転用者等が原状回復等の措置の命令に従わなかった旨等の公表に係る事務を市町に移譲することとします。(条例別表(19)(19)の2関係)

3 租税特別措置法関係(全町)

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)および同法の施行のための規則に基づく事務の一部を移譲対象から除くこととします。(条例別表(25)関係)

4 租税特別措置法の一部を改正する法律関係(全町)

租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法に基づく事務の一部を移譲対象から除くこととします。(条例別表(28)関係)

5 都市計画法関係(全町)

都市計画法(昭和43年法律第100号)および都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)ならびに同法の施行のための規則に基づく事務の一部を移譲対象から除くこととします。(条例別表(48)(50)関係)

6 鳥獣保護管理法関係(近江八幡市および愛荘町)

鳥獣による生活環境、農林水産業および生態系に係る被害の防止の目的で行うアライグマおよびハクビシンの捕獲および殺傷の許可等に係る事務を新たに近江八幡市および愛荘町に移譲することとします。(条例別表(60)(61)関係)

7 バリアフリー法関係(栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市および全町)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)および同法の施行のための規則に基づく事務を移譲対象から除くこととします。(条例別表(63)関係)

8 農地中間管理事業推進法関係(大津市、長浜市、高島市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町)

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画の認可ならびに当該認可をした旨の通知および公告に係る事務を新たに大津市、長浜市、高島市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町に移譲することとします。(条例別表(64)関係)

9 条例改正の施行日

(1)1、3～8の規定 令和7年4月1日

(2)2の規定 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第 62 号)の施行の日

連絡先:総務部行政経営推進課
経営企画係 萱原
電 話:077-528-3290
FAX:077-528-4827
メール:bj00@pref.shiga.lg.jp

事 務 連 絡
令和6年(2024年)12月25日

関係市町権限移譲担当課 御中

滋賀県総務部行政経営推進課長

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に係る協議について

このことについて、別添のとおり協議書を送付いたします。

手数料の電子収納および電子申請手続に向けて市町へ移譲している建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)等に基づく事務を見直し、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)の一部改正に伴い新たに設けられた手続に係る事務を市町に移譲し、ならびに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)等に基づく事務の一部を新たに市町に移譲するため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 18 年滋賀県条例第 71 号)の一部を改正しようとするものです。

また、貴市町担当部局に対しては、本県琵琶湖環境部、農政水産部または土木交通部より事前説明がされているところです。

御回答については令和7年1月15日(水)までにお願いしますとともに、御意見がない場合であっても、その旨文書にて御回答願います。

連絡先:総務部行政経営推進課

経営企画係 萱原

電 話:077-528-3290

FAX:077-528-4827

メール:bj00@pref.shiga.lg.jp